

第24回船橋市動物愛護管理対策会議議事録

令和7年1月30日（木）

船橋市動物愛護指導センター

[議題]

○開会前

1. 事務局説明
2. 保健所長あいさつ

○開会後

議題

1. 「船橋市ペットと安全に避難するためのハンドブック」の改正について
2. 第一種動物取扱業者との災害時の連携について

その他

- ・次回の会議について

[開会前]

1. 事務局説明

本日、泉谷委員及び南川委員が欠席である旨、及び動物愛護管理対策会議設置要綱第5条第4項に基づき、市危機管理課職員をお呼びしている旨の報告があった。

適正譲渡のための仕組みの整理、災害時の動物愛護指導センターの役割等についてご協議いただきました。ご協議いただいた内容の中には取りまとめが継続中となっている議題もありますが、本日の議題である「船橋市ペットと安全に避難するためのハンドブック」の改正については、本日の協議をもっておおよその完成となります。また、狂犬病予防注射接種率向上の取組みにおいて、本年度より動物診療施設への注射済票交付委託が開始されたこと等が当会議の成果であると考え、そのご尽力に改めて感謝申し上げます。

また、本日は災害時への対応強化の一つとして第一種動物取扱業者との災害時の連携についてご協議いただきます。

第一種動物取扱業者は、動物の扱いに関する専門知識を持っているため、災害時の避難所での動物の飼養方法等への助言や、その施設での動物の一時預かり等が期待できます。まずは、市内の第一種動物取扱業者に対し昨年度行ったアンケート調査の結果等について事務局から説明いたします。

2. 保健所長あいさつ

○保健所長 船橋市保健所長の筒井でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より本市の市政に対しご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。それでは、会議開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。

委員の皆さんには、令和5年2月から当会議の委員をお引き受けいただき、早いもので2年間の任期が満了となります。その間、飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の効果検証、狂犬病予防注射接種率向上の取組み、多頭飼育問題への対応における連携、

皆様の任期は今回で終了となります、今後も当市の動物愛護管理行政にご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、限られた時間ではございますが、実りある議論となりますことを祈念いたしまして、開会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

- ・会議の公開・非公開については、公開とすること、会議録は公開しホームページに掲載すること、
 - ・傍聴者定員を7人として募集したが、本日1人の傍聴者がいること、
- 以上の報告があった。

[傍聴者入室]

14時開会

1. 「船橋市ペットと安全に避難するためのハンドブック」の改正について

[説明]

○動物愛護指導センター所長（スライドを掲示して説明）

資料1-1及び1-2をご覧ください。「船橋市ペットと安全に避難するためのハンドブック」の改正について説明する。

スライド2ページをご覧ください。「船橋市ペットと安全に避難するためのハンドブック」については前回会議で議論いただき、その中で出た意見をもとにいくつかの修正を加えたので、それについて説明する。ハンドブック1ページをご覧ください。1ページ目下部にも避難所ペット受入場所の2次元コードを掲載した。市民の方がペット受入場所の情報をアクセスしやすくなったと考える。ハンドブック6ページをご覧ください。「避難所以外で生活する場合」の①及び②に避難時の留意点に関する文章を加えた。具体的に①には「※食料や物資の支給支援は避難者カード（資料2：17ページ参照）に基づいて行われます。在宅で避難生活を送る場合も、状況が落ち着

いたら一度お近くの避難所へ行き、登録（避難者カードの記入）を行いましょう。」の文言を加えた。自宅避難をしていただいた際でも市からの必要な支援は受けることができるが、そのためには避難者カードの記入が必要である旨を加えた。②には「なお、車で避難所に避難することはできませんのでご注意ください。」の文言を加えた。現在市では車での避難所への避難はできない旨の説明を加えた。また、③の施設に預ける場合としてペットホテル等を加えた。ハンドブック7ページをご覧ください。「1. 避難所での飼い主の役割」の①の説明文に、避難所を退所する際は、施設をもとの状態に戻すことを加えた。ハンドブック10ページをご覧ください。10ページの上段に13ページ目にあった「最後に」の文章を改変して加えた。併せて13ページ目の「最後に」を削除した。

スライド3ページをご覧ください。ハンドブック14ページをご覧ください。下部に京葉地域獣医師会との協定に基づく獣医師による避難所巡回に関する説明文を加えた。ハンドブック15ページをご覧ください。資料編の資料を本文に記載のある順に並び替え、資料6としてペット同行避難の対象動物についての掲示物を加えた。受付に市の名前が入ったペット同行避難対象動物を掲示することにより、ペット受入場所でのトラブルを減らせると思われる。

その他、本文中に資料編の資料番号、ページを記載する等必要な文言の整理を行った。今回行った主要な修正点については、ハンドブック改正案においてハイライトで示したのでご確認いただきたい。

スライド4ページをご覧ください。今後の予定です。今回の会議での修正を経て、令和7年3月に京葉地域獣医師会に確認をしていただく。その後、船橋市自治会連合協議会での説明を行ったうえで、新ハンドブックを完成とする予定である。ハンドブックの普及啓発方法です。各町会、自治会長あてにハンドブックを送付し啓発を図るほか、しつけ教室、パネル展等のイベントでの配布も行う。

資料1-3をご覧いただきたい。我が家のペットモデルについては、前回会議での意見を受け、狂犬病予防注射済票交付時のチラシの裏面に掲載することと

した。狂犬病予防注射済票の交付時にいくつかのチラシを配布しているが、その中の一つとして令和7年度から配布することとする。

最後になるが、前回会議の意見としてペット受入場所の画像の掲載があればイメージしやすいのではないかとの話をいただいている。ペット受入場所は昇降口から、ピロティ、用務室、倉庫と多岐にわたっており、一例として示すのは難しいと考え掲載しないこととした。

説明は以上です。

.....

[質疑]

○中村会長 ただいまの説明について、質疑のある方は、挙手を願う。

○牧野委員 7ページに避難所運営委員会と協力して、避難所にある物品を用いてというような説明があるが、避難所運営委員会自体の説明が14ページと後ろに掲載されており、少々分かりにくいかなと思った。同じページかそれよりも前とか、もしくは他の所と同じように何ページ目参照と記載があると分かりやすいと思った。

また、ページ中央の各避難所運営委員会が定めたルールに従いとあるが、避難所運営委員会がまだない地域もあると聞いたので、このルールはいつ定められるのか、定まっているのかという点も気になった。

9ページ目のチャート図があるが、これも分かりやすい場所にあった方がとっさの時に見やすいのではないか。これが1番前の方や後ろ、もしくは目次のところにチャート図は何ページ目と記載があると分かりやすいのでは。

○動物愛護指導センター所長 7ページ目の避難所運営委員会の説明につきましては、先ほど委員からご指摘のとおり、参考ということで14ページ参照という形にしたい。避難所運営委員会が定めたルールに従いの点だが、こちらは避難所運営委員会を随時自治会等で作っていくので、文言はこのまとしたい。また、9ページ目の災害発生時の飼い主の行

動例のチャート図については、目次の方に分かりやすい形で記載したい。

○中村会長 他にあるか。

○早川委員 少し補足する。今避難所運営委員会が定めるルールのところで避難所運営委員会がまだできていないのではという話があった。この避難所運営委員会は基本的には大災害が発生し、避難所が開設されて、そこに避難者の方々が避難し、そこで初めて、本来であれば作られるべきものです。そこで様々なルールを定め、居住者同士で相談し決める事になっている。ただし、船橋市自治会連合協議会としては、そうは言いながらも平時からやはり心の備えであるとかいろいろな設置、運営にかかる対策について検討しておく必要があるだろうということでお現55の小学校と26の中学校全校に平時における避難所運営委員会的なものを設置していただくようにお願いをしている。今十数箇所で、そのような委員会は設置されており、平時の防災訓練も兼ねて行っているのが現状である。予めいろいろなマニュアルに基づいて避難所運営委員会が設置された段階で、各種ルールについてはそれぞれの学校の避難所によって生活対応も異なってくる部分があるので、それに即した対応を決めていただくことが基本になる。

○中村会長 補足ありがとうございます。牧野委員、今の説明で大丈夫か。

○牧野委員 ありがとうございます。災害時に避難所運営委員会が自発的にできて、そこからルールを決めるというのはパニックの状態で難しいと思うので、そういう委員会が事前に平時からあり、相談、訓練、準備ができる場所がある、そういう人たちがいるっていうのを知ることができたら一般の市民は安心と感じた。

○中村会長 他にあるか。

○石塚委員 早川委員からご説明いただいたが、基本的な避難所運営委員会についてのマニュアルがあるということか。

○早川委員 基本的なマニュアルがあるわけではない。避難所が設置されると、これまでの例でもそうなのだが、避難所自体は公助に頼ることができない

ので、自助、共助でやっていかなければならぬために、居住者同士で話し合って、その避難所にあつた生活の対応の仕方や、いろいろなルール、ゴミの処理問題、こういったことも含めて検討していく委員会が設置されるのが一般的である。従つて事前に広報等はやっていない。しかし、先ほど申し上げたように、平時に備えておく必要があるということで、避難所運営委員会または避難所運営協議会というような名称で作っていただくお願ひをしている。ただ、これには校長先生とか教頭先生の理解と協力がないと夜や土日に打ち合わせすることがありますので、現状ではまだ十数箇所のみ、事前の準備を行つてると報告を受けている。

○石塚委員 ありがとうございます。ペットに関し、災害が起きてから、避難所運営委員会の了解のもと、ペットと共同生活をするためのルールを決めることや飼い主の会を立ち上げること等の記載があるが、なかなか急にそういうことを行うのは避難所運営委員会の方がペットに対しどのような考え方を持っているかということにも影響してしまうので、ある程度はガイドラインではないが、指針的なものは示しておいた方がいいのではないかと感じた。

○早川委員 すみません、私がお答えする立場はないが、私が今やっている避難所運営委員会ではこのペット問題はやはり大きな一つの課題になっている。それで本日参考までに配布した自連協だよりの「視点」というところで、様々な場所で同じような話題が出ていたため、先般私が「避難所ペット考」という文章を書いた。予めという話は課題の一つではあるが、避難所運営委員会が担当するのは、まず人命が大前提のためなかなか深入りした議論にまでは至らないのが、私が今やっている避難所運営委員会の現状である。

○中村会長 ありがとうございます。自治会の立場からとても詳しくご説明いただいて、我々があまり知りえないことなのですごくありがたい。このハンドブックの中の避難所運営委員会等を細かく見てしまうとそういう所で文言を調整することはあまり意味がなく、こういう物がありますとあくまで市民の皆様どの方が見ても分かりやすく、参考にしていただ

だけるものが一番いいと思うので、今回この場で決定するものではなくあくまでも案であり、この後京葉地域獣医師会の災害対策委員に確認を取り、さらに船橋市自治会連合協議会の方に説明をして、出来上がって皆様にお配りするという段階になるので、細かい心配もあるかと思うが、他に何か気になることはあるか。災害が起きると本当に自助が大事であるため、少しでもその手助けになればというところである。やはり早川委員が発言したように人命が優先があるので、細かくマニュアル化してしまうと、マニュアル通りではないという混乱もまた出てしまうと思うので、何か気になることあったら是非この場で意見出していただきたいが、他に何か気になることはあるか。

○駒田委員 今どこでもそうだと思うが、前回の会議でも発言したが、今の基本は在宅避難となっている。このハンドブックは同行避難のマニュアルなので同行避難する場合はこうしてくださいということなので、この内容では構わないと思うが、在宅避難に関して少し記載があるのが、在宅避難という言葉は使っていないが、避難所以外で生活する場合というのが6ページに記載があり、自宅と記載がある。前回も話したが、私たちが被災した際に避難所に行った方がいいのかそれとも行かなくてもいいのかと迷った時に避難所に行く方も多いと思うが、すべての避難所が地域の方々全員がその避難所に集まれるだけのキャパシティーを持っているわけではない。ある地域では住民の1%ぐらいしか避難所に入れないのでないのではないか、それは船橋市ではないが、そのぐらいのキャパシティーしかないということを考えると自宅が安全であればできるだけ自宅にいた方が良いという部分もあると思う。ただ、ご高齢の方や体が不自由な方というのはやはり避難所に行った方が安心と思うが、基本は在宅避難ということをもっとアピールしても良いと思う。

もう一つは細かいことのため、特に記載しなくても良いと思うが、例えば飼い主の会が立ち上がった時にペットがいる場所の見回りが必要と思う。東日本大震災の時に避難していた犬がかなり盗まれた。その盗まれた犬がどうしているかというと、東北の

ある地域で犬の移動販売と言って、車にケージをぎっしり詰め込み、そこに犬がたくさん入っていて、普通のペットショップで買うよりも、ずっと安く買うことができ、これはミニチュアダックスだと言っても当然何の血統書もないのにそれで騙されて、うちはミニチュアダックスを安く買ったという方もいるので、そのような市場があるということはやはり盗まれる可能性もあるので、繋いで全く無人のところに置いておくというは心配である。

○中村会長 他に意見あるか。

○牧野委員 11月に七林小学校で行われた総合防災訓練に参加したが、駒田委員が発言したように在宅避難が基本ということだが、私はこのマニュアルを見ながら避難した方が良いと思っていたが、猫の飼い主として総合防災訓練に参加し、どんな感じで対応できるのかというところ見てきたが、基本的に猫は想定しておらず、犬しか想定していないと言われ、実際に外で、室内ではない場所でキャリーに入れて、その中にネットを入れた猫を入れてという状態で避難することは想定できないと思いましたし、餌もあげられない、脱走してしまうかもしれない、あとトイレもできない、散歩はしませんけど、動くことができないという状態であり、少なくとも室内ではないと猫は難しいということを感じた。自助が大事であるし、在宅避難も大事ということを分かつてはいるが、もしどうしても自宅が被災してしまった場合に、そこしかないとなつたら行くしかないのかもしれないとなると、想定していないとただ言われてしまうのではやはり行き場がないと思うので、避難訓練をして想定できていないということであれば、どうにか避難できる方法がないかということを考えいただきたい。想定していないと終わってしまうのでは猫の飼い主として寂しいと思いました。犬より猫を飼っている人の方が多いと思うので、人命を守るためにも避難できる場所がある方が良いと思いました。ハンドブックの内容に直接関係ないが、そのように感じた。

○中村会長 京葉地域獣医師会では、災害時に緊急メールの送信があり、動物を受け入れられるかどうかの確認を毎回している。本当に基本的なことであ

るが、動物を飼っている方は動物病院と普段から密接な関係を持っているように、必ず助けとなる窓口があるので、牧野委員の家が潰れている時は、周りの動物病院も潰れている可能性があるが、多くの窓口はあるので頼っていただいて、どうしても避難所に猫を連れて行くのは難しく、猫という生き物自体が難しいので課題と思うが、このハンドブックで取り上げてしまうと議論が終わらないと思うが、避難訓練を行っていただくのはリアルな感じでとても良いと思いました。ただ、船橋市は、車で移動できないので歩いて行ける方となると難しい点もあるかもしれない。他に何かあるか。

○牧野委員 総合防災訓練を行った際にほとんどの人が総合防災訓練を知らなかったと言っており、集まった方が少なかった。切替委員がデモンストレーションを行い、とてもためになると思ったが、それを見る人も少なく、一生懸命調べてやっとたどり着いたという方が2名ほどいたが、それ以外は本当に地元の方が参加したぐらいで少なかったのもったいないと思った。もう少し広報の仕方、例えば委員に連絡があり、そこから連絡網みたいなもので回すとか、動物愛護推進員やボランティアとかそういう人たちにいろいろ広めてもらうとか、何かSNSを使うとか、もう少し広報しないともったいないと感じた。

○中村会長 繰り返しになるがこれはあくまでも案で、今後出来上がったハンドブックは速やかに自治会に配布され、自治会館等にも配架されると思うので、このハンドブックがあるということが周知されていくと思う。先ほど説明があったように、犬の飼い主に渡すチラシの裏に我が家のペットメモを載せる等少しづつできることをやり始めていると思うので、皆で広げられると良いと思う。他になければ次に移る。

2. 第一種動物取扱業者との災害時の連携について [説明]

○動物愛護指導センター所長 (スライドを掲示して

説明)

資料2をご覧ください。第一種動物取扱業者との災害時の連携について説明をする。

スライド2ページをご覧ください。過去の対策会議でも示した重点的に取り組むべき施策の整理「災害時への対応強化」においてこれから検討する必要がある事項として動物愛護指導センターが被災した場合等における放浪動物や救護が必要なペットを収容する拠点の整備があり、それに対し動物取扱業者との収容に関する連携があげられた。

スライド3ページをご覧ください。動物取扱業者との連携について検討するにあたり、委員の皆様に動物取扱業とは何なのかについて説明する。まず動物取扱業には第一種と第二種があり、第一種動物取扱業者は営利目的として業を行うものであり、第二種動物取扱業は営利を目的とせず業をおこなうものとされている。第二種動物取扱業者は市内には8業者のみであることから今回の話から割愛する。

市内には約150の第一種動物取扱業者の登録がある。販売業者が50業者おり、こちらにはいわゆる犬や猫の生体販売を行う犬猫販売業者が含まれる。一番数が多いのが保管業者で120業者おり、ペットホテル、トリミング、ペットシッターが含まれる。ペットレンタル等を行う貸出し業が8業者、訓練を行う訓練業が21業者、猫カフェや乗馬クラブが含まれる展示業が12業者ある。その他として、ペットオーパークションを行う競りあっせん業、いわゆる老犬・老猫ホームである譲受飼養業があるがこちらは船橋市での登録はない。

スライド4ページをご覧ください。第一種動物取扱業者の災害対策に関する現状把握のため、昨年度の動物取扱責任者研修にてアンケート調査を行った。動物取扱責任者研修とは、第一種動物取扱業者が必ず設置しなければならない動物取扱責任者を対象とした法に定められた研修である。すべての事業者が受講する必要がある研修であり、新規の施設のみを対象としている研修ではない。令和5年度は令和5年12月18日と令和6年3月4日に開催し、合計147名の動物取扱責任者が受講し、124名からアンケートの回答があった。

スライド5ページをご覧ください。アンケート内容です。設問は8問あり、スタッフの人数、センター収容動物の一時収容の可否、避難所でのアドバイスの可否、事業所での災害対応マニュアルの整備状況、事業所が被災した際の動物の対応、事業所における災害用備品の備蓄状況について調査を行った。

スライド6ページをご覧ください。ここからアンケート結果をまとめたものを報告する。

スタッフの人数は平均約3.5人である。ただし、中、大規模ペットショップや動物病院を除くとほとんどの事業所のスタッフ数は1人である。

センターで保護された犬又は猫の一時収容が可能と回答のあった事業所は23事業所であった。23事業所の内訳は、21が保管業者、2が販売業者であった。できないとの回答は70事業所であった。

スライド7ページをご覧ください。避難所でのペットの適正飼養についてのアドバイスが可能と答えた事業所は74事業所であった。

災害対応のマニュアルの整備やスタッフ間での取り決めがある事業所は46事業所であった。

スライド8ページをご覧ください。災害対応マニュアル等がある事業所に対し、その内容を確認した。

避難場所を決めている、スタッフ間の連絡体制を決めているという回答が多くかった。避難訓練の実施や、避難時の対応について飼い主と取り決めがある事業所は少なかった。

スライド9ページをご覧ください。問6は事業所が被災した際に動物をどうするか確認をした。

73の事業所が同行避難をすると回答し、最も多い回答となった。一時的に動物を預ける場所がある、グループ店舗に移動する等他に預けることができる事業所は26に留まったほか、対応を考えていない事業所は14あった。その他については、※に記載した。

スライド10ページをご覧ください。災害用備蓄の有無、及びその内容を確認した。93の事業所が災害用備蓄を行っていると回答した。備蓄している内容としては、懐中電灯、飲料水、非常用食料、充電器等であった。

スライド11ページをご覧ください。アンケート

結果のまとめです。

23 の事業所が災害時にセンターで保護された動物の一時収容が可能との回答であった。ただし、保管業者がほとんどであり、かつ大規模事業者ではないため、多数の犬、猫の収容は求めにくいかもしれない。

約 60 パーセントの事業所が避難所でのペットの適正飼養に関するアドバイスが可能と回答しており、専門知識を活かした避難所での相談業務といった支援の可能性がある。

一方で、約 60 パーセントの事業所にはマニュアルや取り決めがない。加えて、避難訓練の実施もなく、災害時に飼い主との取り決めもないという状況であった。

スライド 12 ページをご覧ください。第一種動物取扱業者が犬、猫を収容する際は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の管理に関する基準の順守が必要であり、例えばケージは預かる犬猫の大きさに応じた大きさのものが必要となる。また、収容が長期にわたる場合は、運動場の設置が必要となる。

加えて、災害時連携に関する登録等の制度設計や緊急時の連絡体制の構築も必要であることから、災害時の対応としての第一種動物取扱業との連携については、更なる研究が必要と考えます。

一方で今回の調査により第一種動物取扱業者の防災意識の低さが浮き彫りになった。動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の管理に関する基準に基づき、第一種動物取扱業者は災害のために職員間の連携体制や餌の備蓄等の対策を講じることとされているが、第一種動物取扱業者のほとんどが災害マニュアルや災害時の取り決めもない状態であり、災害時に第一種動物取扱業者が避難者となる可能性がある。多くの事業者が災害時に同行避難すると回答をしているが、すべての避難所に十分な広さのペット受入場所が準備されているわけではなく、第一種動物取扱業者が避難することにより避難所を圧迫する可能性もある。

よって、市の防災対策としてはまずは第一種動物取扱業者の防災対策、これを進めていきたい。

第一種動物取扱業者への防災に関する普及啓発方法としては、動物取扱責任者研修時、及び立入り時に実施することを検討している。また、昨年度行ったアンケート調査は今年度も実施し、今年度は動物に関する備蓄があるかどうかを確認する等、引き続き防災体制の確認をしていく。加えて今年 1 月に開催した動物取扱責任者研修時に、災害対策に関する講義を行った。

第一種動物取扱業者への防災に関する普及啓発内容としては、第一種動物取扱業者の自助力の向上、第一種動物取扱業者間での共助、事業者の規模に応じた災害対応マニュアル、チェックシート等の整備等を啓発していく。

説明は以上です。

〔質疑〕

○中村会長 お聞きのとおりです。ただいまの説明について、質疑のある方は、挙手を願う。

○駒田委員 動物取扱業の方々に災害に関するセミナーを開催したことはとても良いと思う。今日危機管理課の担当の方が参加しているので伺いたいが、船橋市には防災士会はあるのか。船橋市は防災士取得に補助金を出していると思うが、防災士取得に補助金を出している自治体は、防災士が防災士会を作り、補助金を出している自治体のために活動をするということがかなりあると思うが、船橋市はどうか。

○危機管理課長補佐 ご指摘のとおり、防災士取得への助成金は市で行っている。目的としては地域の防災のリーダーになっていただきたいイメージで、地域で町会の推薦を受けた方を優先させている。先ほどあった防災士会については、船橋市で作った防災士会はなく、船橋市に在住の方やゆかりのある方達が任意で立ち上げた防災士会が複数個があるので、その会と市で連携をとっており、助成を受けて防災士を取得した方には防災士会に登録してくださいという案内をしている。

○駒田委員 ありがとうございます。私は船橋市民ではないが、防災士である。防災士の取得のための 2 日間の講義を受けても、ペットの話は一度だけであった。ペットということもあるがもうそれで終わ

りであった。ペットのことについて防災士は勉強していないと思うので、やはり防災士の方々は災害の専門知識を持っていると思うので、防災士の方々にも少しペット防災に関しては考えていただいた方がいいのかなと思う。最近様々な場所で開催される防災訓練に行くと、やはり防災士がブースにいろいろな啓発活動をしているが、そこで話を伺うとペットの防災を考えなければいけないと思うとの話があった。防災士会は複雑で、一つの市に防災士会があり、例えば船橋市防災士会のようなものが多数あり、その上にまた別の会がある等かなり雑然としている会である。そのため、市としてどうこうということではないが、市で助成金を出している方々にはペット防災について勉強してもらう機会を作っても良いのではないかと思う。もちろん動物取扱業者は動物の専門家であるので、災害について勉強し、防災士はペットの防災のことを勉強していただくのが良いと思う。

私もある防災士会からペットの災害対策のことを話してほしいとのことで今度行く予定があるが、やはり話を伺うとまずは人、もちろんそうであるが、先ほど早川委員からの話でもあったように第一は人間の命である。例えばそれを猫が優先だからとか犬が優先だからというつもりは全くないが、ただ犬も猫も我々飼い主にとっては家族であり、そこでその犬や猫を無碍にされてしまい、先ほど牧野委員の話のように猫を連れて行ったが、猫のことは考えられないで、防災訓練だから今笑いながら話ができるが、実際災害の時に猫を連れて行ったら、猫はいられません、犬だけですと言われたら私はどうすればいいのか、もしかしたら倒壊する可能性があるかもしれない家に戻らなければいけないかもしれないで、ペットを連れているということ、それが一つの理由としてペットを連れている人間を守ると私たちは考えているので、その点を防災士会や災害の専門家の方にはわかってほしいと思う。

○中村会長 他に意見あるか。

○牧野委員 災害時対応マニュアルがあるのかアンケートで聞いているが、これは各々その事業者ごとに作成するのは、専門的なものが作れず難しいと思うのでベースになるものを行政で作り、それを各々

の事業所ごとにアレンジし、その事業所にあったものにするという形で、何か基本があると良いと思う。

○中村会長 他に意見あるか。年に一度受講が必要な講習ということで、逆に啓蒙もしやすいと思うが、その資料を作成するというのはセンターの方には過酷かもしれないが、これが先ほど議論したハンドブックやその防災対策に全部リンクしていくと思うので、ただこのアンケート結果で人用の備蓄について150事業所で災害用品を100%は備蓄していないというところが自分も省みる部分でもあるし、様々なところに錨を落として、啓蒙をしないと駄目だということがこのアンケートからも垣間見えてしまう。今回のアンケートにより今的第一種動物取扱業者の皆様のリアルな状況ということで、これについては私たちがどうこう言えることではないので、どんどんできる範囲で対応していただくしかないと思うが、何かほかに意見あるか。

○石塚委員 私自身が動物取扱責任者研修を毎年受講しており、とても勉強になると思う。ただ逆に動物取扱責任者として、有事の際に何ができるのかというのは、それぞれの業態によっても全然違うと思う。私はペットシッターで第一種動物取扱業の登録をしているが、コロナ過の際にコロナウイルスに感染し、急去入院しなきゃいけないという方が多く出た時期があり、その際にペットシッターの中にはコロナウイルスに感染している方のペットシッターはしたくないということを言う方がいた。ただその入院された方にとっては犬や猫を放置して入院するというのは動物の命に関わることなので、その時にその動物を誰が見るかということで私にもセンターの方か市役所の方か分からぬが連絡が来て、コロナウイルスの患者さんであるがその家に行ってもらえるかということを聞かれたことがあり、私はそんな時こそ自分自身が役に立てると思っているので私はいきますと1件も断らずに対応をした。そういうことがあるとはっきり言って想定していなかったが、コロナウイルスがまだとても感染力が高い時期に、どういうことが起こるのかというのは分かりにくいく思うが、逆に地震が起きた時にこういうことが想定される、じゃあペットシッターだったら何ができる

るのかということを自分で逆算して考えると、もう少しその研修の中でこういうことが起きるかもしれないという想像ができる、私はできるけど逆にできないという人もいるわけで、収容に関して私は自宅兼事務所のため、その部分で犬や猫を収容することは難しいのかもしれないが、例えばそれですごく体調を悪くしてしまった高齢の方が飼っている犬の世話をに行くとかそういう部分であれば役に立てるかもしれないのに、研修では具体的なそれぞれの業態、第一種動物取扱業の種類に応じて分けて考えてもらうと、今から想定できるのではないか。常に動物取扱責任者は動物を第一に考え、動物の命が失われないようにと、そのような目線で見ているので、そのような際に人間の命が第一というのはもちろんそうであるが、私たち動物取扱業者にとっては犬も猫も人間もみんな同じように考えているというのが正直なところで、もしそのような意味で連携できるとしたら、そのような発想を既に持っているという所は皆さんやセンター職員にも思っていてほしいので、こういうことはその人命第一という前提の下で、犬猫についていろいろやつてくれたらという頼れる存在であるという立ち位置で、動物取扱業の方については見てほしいと思いました。

○中村会長 ありがとうございます。これからどんどん巻き込んでいいってことですよね。巻き込むというかみんなでやはり助け合う、ただしそれぞれの業種によって協力できる部分は様々であるので、業種ごとに分けて考える必要があるということですね。他に何かそのアンケートについて意見あるか。

○牧野委員 12 ページの一番上のところに第一種動物取扱業者が犬猫を収容する際は、法に基づく施設やケージに関する基準の順守が必要と記載があるが、緊急時でも基準を順守する必要があるのか。もちろん順守しているのが前提であるが緊急時にも守らなくてはいけない、それで預けられないということになつたら、連携していない第二種動物取扱業者や一般人に流れて無秩序になつてしまうのではないか。

○動物愛護指導センター副主査 いただいた質問については、環境省に電話をかけて確認をしている。

基本的に法に基づく基準について除外規定はないとしている。ただし、今回のアンケート結果で収容ができると回答した保管業者については、保管業の範囲の中で、基準を順守した施設を設置しているため、その範囲での預かりは可能である。一方で基準以上の数の動物の収容が難しいことと、長期に預かる場合は、基準に基づき運動場を準備する等が必要になるということである。

○中村会長 他に意見あるか。

○駒田委員 今の話で伺いたい。船橋市は行っていないが、例えば市川市や千葉県は災害ボランティアというものを設定していて、災害時にペットを預かれるかどうかの確認がある。私はそれについてどの場でもやめてほしいと発言している。それは法に基づいてやめてほしいと発言しているのではなく、東日本大震災の時に、一般の家庭の方が犬を飼ったことがあるから、もしくは今飼っているからもう一匹ぐらい飼えるということで、散々ヒアリングをしたうえで預けたところ、こんなに鳴くと思わなかつたとか先住犬を噛んでしまったとか、それで返還されてしまい、またゼロからマッチングをしなければいけなくなり、県の職員が右往左往していた。正直県の職員の方々にはもっと別の仕事をしていただきたかったが、そこで本当に時間がかかってしまった。そのようなこともあったので、やはり日頃からいろいろな犬や猫に接触している方、要は動物取扱業の登録をしているような方しか動物は預からない方がいいと思っているので、一般のボランティアに対し預かりができるかという確認はやめてほしいとセミナーで話をしているが、動物取扱業の登録をしていない一般の方が一時預かりをすることは、今まで行われてきていることだが、行ってはならないものか。

○動物愛護指導センター副主査 法の解釈となってしまうが、先ほど説明した通り第一種動物取扱業は営利目的、金銭を取って預かる場合に登録が必要なもので、その一般の方がそのような場面で預かることに対する対価が発生しているならば、法的には第一種動物取扱業の登録が必要であり、またその対価も必ずしも金銭に限らず、継続的に行われている等あれば第一種動物取扱業の登録が必要となる。

第二種動物取扱業については、非営利目的で行うものとされているが、こちらについても一定以上の取扱い頭数がある場合に届出が必要なもので、その取扱い頭数以下の場合は、動物の愛護及び管理に関する法律では縛れないため、いただいた質問については、一概に駄目ということは言えないと思う。個人と個人との契約で、そこに金銭的やり取りがなければ、問題とはならないと思われる。

○中村会長 本日に限って南川委員が不在のため、法の解釈に関することとなるとはつきりとした回答は難しいと思うが、このような問題があるので簡単に預かるべきではなく、やはり責任が生じるということと思う。今後も第一種動物取扱業者に対するアンケートは行うものと思うが、どのように意識改革されていくか楽しみである。他に何かあるか。なければ次に移る。

その他 次回の会議について

[説明]

○動物愛護指導センター所長（スライドを掲示して説明）

資料3-1、3-2、3-3をご覧ください。

次回の会議の予定について説明する前に、委員の皆様におかれましては本日が委嘱期間最後の会議となるので、委嘱期間中にご協議いただいた議題について簡単に説明する。

第20回会議では、ペットの災害対策及び飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の効果検証についてご協議いただいた。ペットの災害対策については、本日もご協議いただいているように引き続き協議していただくものと考えている。

第21回会議では、狂犬病予防注射接種率向上への取り組みと多頭飼育問題への対応への連携についてご協議いただいた。

狂犬病予防注射接種率向上への取り組みについては、令和6年4月から動物診療施設（動物病院）へ注射済票交付委託の開始をしているところである。現在のところ、注射済票交付数の約7割弱が委託に

よるものとなっており、住民サービスの向上につながっている。

第22回会議では、飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の効果検証について報告したほか、災害時の動物愛護指導センターの役割についてご協議いただいた。

飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の効果検証については引き続き検証を行っているところである。

第23回会議では、動物の適正譲渡のための仕組みの整理と「船橋市ペットと安全に避難するためのハンドブック」の改正についてご協議いただいた。

動物の適正譲渡のための仕組みの整理については、現在要綱等について改正に向け準備をしている。

そして本日は、動物愛護管理対策会議（第24回）として、

1. 「船橋市ペットと安全に避難するためのハンドブック」の改正について

2. 第一種動物取扱業者との災害時の連携について

のご協議をいただいた。

次回の会議は、新委員を委嘱し8月に開催する予定である。

新委員の委嘱、会長、副会長の選任を行い、過去の会議の概要を報告したのちに、市として重点的に取組むべき施策の整理をしたもの説明の上、動物愛護指導センターの機能強化についてご協議いただく予定であるが、資料3-2を見ていただき委員の皆様からこれが必要といった項目等あればご意見をいただきたい。

説明は以上です。

.....

[質疑]

○中村会長 お聞きのとおりです。次回は改めて委員を委嘱して8月頃に開催をすることです。何か意見あるか。

○切替委員 先ほどの議題の話になるが、牧野委員が参加したペット同行避難訓練について、ここ5、6年手伝いをしているが、牧野委員の発言と一緒にである

が、参加者がとても少ないと毎回思う。参加する町会の中で犬を飼っていて、犬を連れてくる人はこれだけなのかと伺うと、そうではなくて町会が選んだ何人かだけにしか声をかけてないとのことで、町会内で犬を飼っている人が同行避難をさせたいと思って犬を連れてくることは一度もない。いつも町会が選んだ方だけが参加している。もともとそんなに危険ではない犬の飼い主、声をかけやすい飼い主、歩いてくることができる飼い主に参加していただいているという形なので頭数自体も少なく、参加した方に話をしても知らなかつたという方が、どこの会場でもほとんどであった。それを広めてほしいと思い一生懸命話すが、人数があまりに少なすぎるので、参加している方もそうだし、広報していると言うのが全然わからない。ある会場で避難訓練を行つてはいるが、その町会の方じゃない方が遠くから犬を連れて来る場合もあるが、そうなると参加できませんとなることがある。私が一度行いたいのは私のように講話をする人をたくさん作つて、同時にいろんな場所で開催をしてほしい。年に1回しかない訓練でたつた1校だけでやつても広がらない。一般の人々に来てほしい、皆に来てほしいので、しっかり広報してほしい、広報されていないという意味ではないが、誰もが分かるように広報してほしい。避難訓練をする、自分の犬を連れて行つたらどうなるだろうとやってほしい。今年度に関しては習志野市がそれをやつたのでその結果もどうなつたのかを知りたい。実際に参加した方に話を伺つたら突つ込みどころ満載であった。犬の生活さえ全然分からぬ方が担当者となる等、とてもびっくりするようなことが起つたので、これが本番で起つたらどうするのかという危機感がすごくあって、その話をすると知つてゐる人は皆どうするのか怖いと思われる方が多いと思う。そういうことが現実にならないように私たちは動きたいので、是非船橋市でそのようなことを行つからボランティアを募ると言うのならば、来てくれた人にこういう話をし、資料も渡し、どういう話をしたらいいかを伝えるのでいろいろな場所で、いろいろな学校で同時にやってほしいし、何も分からぬでただ犬を飼っているという人にこそ来てほし

い。是非、そういう場を作つてほしいと、私の生きている間にやってほしい。1校ずつ回ついたら生きている間に全部を回れない、1年に1校ずつでは。そこをすごく強く願つてゐる。

○中村会長 何度も言うが今回で私たちの委員の任期が1月31日で最後になる。この資料を見ていたらと皆様と一緒に考えたものが非常にたくさんあり、この2年間とても有意義な提案をできたと思う。本当にいろいろと長きにわたる審議ご苦労様でした。今回でこのメンバーで会議は終わりとなるが、皆さんにはそれぞれの分野で活躍されているので、ベースに戻つていただき、引き続き犬や猫が適正に飼養されて、人と動物との調和のとれた共生社会を作るというこの会議のスローガン、そのまま引き継ぎできるよう改めて今後ともご尽力をよろしくお願いする。特に何もなければこれで対策会議を閉会したいと思うが、いかがか。

○石塚委員 2年間ありがとうございました。私としては一番印象に残つてゐるのが、地域の方からの苦情が多くあるということ。猫を引き取らなくてはいけないという事例が発生し、それでその猫が結果的に殺処分になつてしまうことがあるということで、そういうことが少しでもなくなればいいなと、市民の苦情もなくなればいいし、不幸になる猫もなくなればいいと思う。いろいろなことを考えてきて、できなかつたこともあるが、今私自身が直面している問題について少しだけ話したい。ペットシッターでサポートしていた飼い主だが、高齢の90歳の方で猫を4頭飼養しており、ご家族である娘が2人いるが遠方に住んでおり、その猫がまだ4、5歳であるが、先日その飼い主が亡くなってしまった。そのためその猫が家に取り残されてしまつて、私はペットシッターとして週3回サポートで入つてゐるが、金銭はその娘から支払われてゐるが、その猫の行き先をどうしたらいいかというところで、基本的に家族が遠方で、猫のその譲渡先なんて見つかりっこないので何とかしてくださいとしか言ってもらえない。船橋市在住の方ではないが、その市役所等にも相談したが、結局引き取つたとしても殺処分になる可能性があると、それでもいいのであれば引き取りとい

う道もあるとと言われたとその家族の方は言っており、私としてはその最終的にはそれで仕方ないと家族の方が言うので、なんとか新しい家族を探しますのでもう少し待ってくださいと今言っている状態です。そのような問題は、今私が直面している問題だが、私だけではなく、高齢の方が若い猫を飼っているとか高齢の方がシニアの猫や犬を飼っているということは結構あり、それを相談できる所がまずない。相談したとしてもそのように結局殺処分してしまうかもしれません引き取りますと言わされたら、家族はそこまで猫に対して思い入れもないで、最終的に見つからないならそれも仕方ないと思うのかもしれないが、それを聞いてしまった私はそんなことはさせられないと思い、私はただの一個人であるが何とか探したく、周りにいる同じような気持ちの友人とともに今探している。それで優しい飼い主さんが見つかるというゴール、絶対にそのゴールに届けるつもりではいるが、そういうふうな社会がそうならないようにしたかった。でもまだそんなところまでには全然行けなくて、結局今私個人がなんとか周りにお願いしたり、そのポスターを出したりSNSを出したり、ただ変な人に誰でもいいわけじゃないから、いろいろな人とその信頼できるかどうかってここまでを託したいなと思い動いている。だから私の任期はここで終わりだが、今後センター職員はとても忙しいと思うが、いろいろな問題がこの近くにもたくさんあるので、一つづつなくなっていくように本当に心から人命第一と皆さん思われますし、人の苦情はなくさなくてはいけないものかもしれないが、犬や猫が不幸にならない方向で、今後も活動いただきたい。

○駒田委員 今とても似ている件について昨日連絡があり、高齢の方が亡くなられて飼っていた猫が取り残されてしまった。何人かのボランティアがご飯だけ与えに行っているが、この寒空ですね、当然家主がいないので、電気もガスも何もかもないところで、寒いところでとりあえず屋根はあるが、家の中で頑張っている。よくよく聞いたところ、猫の一匹の尿が出てない、トイレに行っても尿が出ないという状況であるが、ボランティアの人はそれで帰つて

きてしまっているという。そのため、私が冗談ではない、すぐに愛護センターに手続きをしてくださいとまあ手続きをしかかっているが、そこで入っていたボランティアがやろうとしているのによそからきてお前は何だという話になって、結局そのように言っているのでボランティア同士がトラブルを起こして、揉めている場合じゃないと、何日前からは知らないが猫は尿が出ていないのですぐにセンターに連れて行って治療をしてもらってきてくださいという話をちょうど昨日夜したら、そんな切羽詰まっているとは知りませんでしたと言い間に入ってくれている人がセンターに行っているはずだが、愛護センターに連れて行くと、殺処分されてしまうと一般の方は思っている人がまだまだ多いと思うが、さっきの話もセンター引取れるが殺処分される可能性ありますよというのは保健所としてかなり無責任な意見だと思うし、今の愛護センター、県の愛護センターだといろいろなボランティアが入ってきて、いろいろ引き出して、探せる動物達はみんな探している、新しい家族をね。そのため愛護センターは殺処分するところではないと猫が欲しかった、犬でもそうだが、今船橋市のセンターに犬はないと思うが、犬や猫が欲しかったら愛護センターでほしいというように、見に行くということを選択してほしいというのを、私も含めてもっともっと広報していかなければならぬと思いました。やはり、さっきの防災訓練もそうだが、少々広報がなかなかこう行き届いてないという部分があるのでそこを今後センターの方にも頑張っていただいて私たちも頑張りますので、よろしくお願いする。

○中村会長 他にあるか

○切替委員 今回の件では間に合わないが、似たような事例になりそうと思った時にペット信託がある。保険の関係になるが、飼い主が保険に入り自分が亡くなった時に残した金でペットを終の棲家、ペットの高齢者センターみたいなところに終生飼育してもらうというものがあるので、もし飼い主が自分の死後どうしようと迷っていたら、そのような方法もある。

○中村会長 他にあるか

○駒田委員 補足する。私が死んだらもう家族もないからペットに財産を残したいという人がいるが、法的にペットに財産は残せない。例えば私が牧野委員に私のペットを全部面倒見てほしい、最後まで大事にしてほしいと、牧野委員が遺産を相続するということはできる。条件付きの遺産相続のような形ができるが、自分のペットをどうにかするにはそれしかない。

○中村会長 ありがとうございます。本当は分かつている段階で飼い主がそういうことを勉強し、今これだけの情報化社会なので、本当はそうあるべきであるが、だいたい困るのはやはり高齢の方で、そのSNS等を利用しない方なので、少々古いが紙媒体でできること等いろいろな方向から行うしかない。最後の会議でこんなに議題が出てしまい、センターの方には申し訳ないが、まだまだ対応することがたくさんあるということだけがはつきりした。皆様のおかげで円滑に全て審議することができた。すごく実りの多い2年間だと思います。ありがとうございました。一応これで私の議長の任務を終了いたします。

○早川委員 私もこの会議に参加し、皆さんの大変熱い思いを受け止めた。今話があった飼い猫の問題やペットの問題がいろいろあると思うが、私は地域活動をしていると、どうしても地域猫問題にぶつからざるを得ない。昨年、私の家の庭に子猫が3匹生まれた時は本当に可愛かった。今でもちょろちょろ顔は出してくれるが、ほとんど日中はよそに行って遊んでいる。町会の中に誰か引き取れる方はいないか回覧板を回している。しかし、先ほど話があったように自分が先に逝ってしまうよと言う人が多く、高齢化だからか対応がうまくいかない。先ほど人命第一と発言したが、もちろんデメリットとともに誰も置き去りにしないような防災対策、地域対策に努めていきたいと思っているので、決して粗略にしているつもりはない。ただ、地域猫というものは、どなたかがきちんと餌やりをして、育っているのだろうと思うが、実態としてごみステーションの問題、それから糞尿処理の問題、本当にいろいろな悩みを抱えている方がたくさんいることを理解いただきたいと思う。これは地域の問題だけじゃなくて、飼養

している方でもやはり、糞尿処理はマナーの問題なのかもしれませんけれど、特に地域猫問題で家庭菜園をやっている方が悩んでおり、その相談を受けています。本当にいろいろありがとうございました。

○中村会長 ありがとうございます。それでは閉会する。

15時40分閉会

[閉会後]

○衛生指導課長 中村会長ありがとうございました。また、委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

本日の議事録については、調整でき次第、委員の皆様に送付させていただくので、内容のご確認をお願いしたい。

本日は、ありがとうございました。

[出席委員]

中村会長
早川副会長
切替委員
駒田委員
石塚委員
牧野委員

[欠席委員]

泉谷委員
南川委員

[関係職員]

筒井保健所長
松野保健所次長
高橋衛生指導課長
竹田衛生指導課長補佐
染井動物愛護指導センター所長
小林動物愛護指導センター副主査
中山動物愛護指導センター技師

[関係者等]

小出市長公室危機管理課長補佐
石井市長公室危機管理課主任主事

[傍聴者]

1名